

神戸市公共施設における太陽光発電設備等導入可能性調査業務委託
仕様書

1. 業務名

神戸市公共施設における太陽光発電設備等導入可能性調査

2. 業務目的

国は「脱炭素ロードマップ」において、政府及び自治体の建築物及び土地では、2030年に設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備が導入され、2040年に100%導入されていることを目指すとしている。

本業務委託では、本市における公共施設への太陽光発電設備の導入可能性調査を実施し、今後の工事に当たっての方向性やスケジュールを定めた計画を策定するとともに、公共施設への再エネ導入が、地域課題の解決や地域の魅力向上に寄与するといった地方創生に資する取組となることを目的としている。

3. 契約期間

契約締結日から2025年1月31日（金曜）まで

4. 業務内容

以下の(1)から(4)までを実施すること。

(1) 調査対象施設

神戸市公共施設等リスト（別表）

(2) 調査の内容

対象とするすべての施設において次のⅠ及びⅡを調査後、25カ所以上において、Ⅲ及びⅣの項目を調査すること。

また、ⅠからⅣのいずれも、必要に応じて現地調査を含むものとする。

<項目>

- Ⅰ 考慮すべき地域特性、環境特性等の周辺環境の調査・検討
- Ⅱ 発電設備の導入による建築物等への負荷及び発電設備の規模等の調査・検討
- Ⅲ 発電量、日射量、導入可能量、設置位置及び設置方法等の調査・検討
- Ⅳ 再エネを導入することによる地域の経済・社会にもたらす効果等の分析や導入手法、設置コストの調査・検討

<詳細>

| 項目 | 内容詳細 |
|-----|--|
| I | <ul style="list-style-type: none"> ・周囲の立地生活環境、景観等の建設環境状況、鉄道や近隣の架線等の敷設状況 ・施工に係る障害（工事搬入路、保安スペースの有無等） ・災害リスク |
| II | <ul style="list-style-type: none"> ・構造計算書等を踏まえた荷重や風圧の影響 ※ ・屋根等の形状、素材、屋上防水シートの改修時期など維持保全状況の確認 |
| III | <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の空きスペース、余剰地等における設備設置可能面積 ・日射量、受光・風障害の有無 ・太陽光パネルの種類の見直し（フレキシブルパネルタイプを含む） ・設置位置及び設置方法別の太陽光発電設備の導入可能な規模 ・想定発電量：発電シミュレーション、設備利用率 |
| IV | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の電力契約及び電力使用状況 ・電力契約事業者からの発電抑制等の可能性や影響 ・導入手法の見直し（自己所有、第三者所有（PPA、リース、屋根貸し）） ・補助金等の活用を想定した概算事業費（維持管理費等含む） ・電気料金の削減効果及び事業採算性 ・二酸化炭素排出抑制効果 ・余剰電力の有無及び活用方法の見直し（売電、蓄電池の導入等） ・I からIVを踏まえた施設ごとの太陽光発電設備の適切な設置スケジュール ・その他、レジリエンス強化など地域の経済・社会にもたらす波及効果等 |

※公共施設は、築年が古い建物が多く、構造計算書がないものが散見されるため、構造計算書がない場合は、一級建築士等の有資格者の知見や建築基準法等の法令の観点から、躯体への影響等を考慮した工法や設置容量を検討すること。また、将来的に構造計算書の作成が必須である施設については、この作成も含めて事業採算性に落とし込むこと。

(3) 業務の進め方

ア) 全般

- ・受託者は、本業務に必要な調整全般を行うこと。また、本市担当職員との連携を密にして業務にあたること。
- ・本仕様書及び関係法令、規則等を遵守し、個人情報を取り扱う場合には、適正に取り扱うものとする。
- ・受託者は、本業の実施過程で知り得た情報について、本市の許可なく第三者に漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

イ) 本市との打合せ

- ・本業務を適切に遂行するため、業務着手時1回、中間報告時1回、最終報告書提出

前1回、本市の業務担当者と打合せを行うこと。

ウ) 調査に当たって

- ・現地調査や各施設管理者等との協議の結果、調査手法等について本仕様書から変更の必要が生じた場合には、本市と協議の上、決定すること。
- ・現地調査にあたっては、立入許可等を適切に取得した上で行うこと。

エ) その他関係者との協議

- ・本市が施設管理者等との協議をする場において、技術的助言を目的に、日数に関わらず10回まで同行すること。オンライン同席も可とする。

(4) 業務報告書の作成

上記(1)(2)について、報告書にまとめて神戸市環境局脱炭素推進課へ提出すること。

| | 提出期限 | 提出方法 | 備考 |
|---------|-------------------------|------------------|-------------------------------|
| 中間報告書※1 | 2024年10月31日 | 電子データ | 提出期限前に個別の施設について進捗状況を求める場合がある。 |
| 最終報告書※2 | 2025年1月15日 厳守 | 印刷物2部及び 電子データ | 補助金活用を想定した事業であり、提出期限は厳守すること。 |

※1 中間報告時に最終報告内容について、脱炭素推進課と協議・調整を行うこと。

※2 最終報告書を提出する前に、本市に対し最終報告案を説明し、修正指示等を受けること。

5. その他の事項

(1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

(2) 事業計画

契約締結後、事業実施スケジュール（事業計画書）を作成し、提出すること。

(3) 著作権等の扱い

成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商標化権、意匠権及び所有権は、本市に帰属するものとする。

(4) 帳簿等の保管

受託者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) 情報セキュリティ

本業務で個人情報の取り扱いが生じる場合は、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。

なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

(7) その他

本仕様書に定めのない事項または疑義の生じた事項については、本市と受託者が協議して定めるものとする。

(別表) 神戸市公共施設等リスト

| 番号 | 施設名称 | 番号 | 施設名称 |
|----|-------------------|----|------------------|
| 1 | 中央卸売市場本場 | 36 | 東部汚泥処理施設 |
| 2 | 中央卸売市場 西部市場 | 37 | 農業公園 |
| 3 | 長田区総合庁舎 | 38 | 元フルーツ・フラワーパーク |
| 4 | 東灘区総合庁舎 | 39 | 東クリーンセンター |
| 4 | 垂水区役所 | 40 | 港島クリーンセンター |
| 4 | 文化スポーツ局南須磨公民館 | 41 | 妙賀山クリーンセンター |
| 5 | 北須磨文化センター | 42 | 資源リサイクルセンター |
| 6 | 神戸市ものづくり工場 A | 43 | 北事業所 |
| 6 | 神戸市ものづくり工場 B | 44 | 総合福祉ゾーン しあわせの村 |
| 6 | 神戸市ものづくり工場 C | 45 | 中央卸売市場 東部市場 |
| 6 | 神戸市ものづくり工場 D | 46 | 若葉学園 |
| 7 | 布施畑環境センター破砕選別施設 A | 47 | 西体育館 |
| 7 | 布施畑環境センター破砕選別施設 B | 48 | 西神斎場 |
| 8 | 神戸リハビリテーション病院 | 49 | 埋蔵文化財センター |
| 9 | 水道局北部水道管理事務所 A | 50 | 農村環境改善センター |
| 9 | 水道局北部水道管理事務所 B | 51 | 玉津支所 |
| 10 | 水道局灘中層配水場 | 52 | 北区役所 |
| 11 | 水道局学園特 1 配水場 | 53 | 環境局須磨事業所 |
| 11 | 狩場台特 1 配水場 | 53 | 須磨離宮公園 |
| 11 | 奥畑ポンプ場 | 54 | 御崎公園球技場 A |
| 12 | ポートアイランド下水処理場(南) | 54 | 御崎公園球技場 B |
| 13 | 和光園 | 55 | 舞子東海浜緑地管理事務所 A |
| 14 | 磯上体育館 | 55 | 舞子東海浜緑地管理事務所 B |
| 15 | 垂水体育館 | 55 | 舞子東海浜緑地管理事務所 C |
| 15 | ポートアイランド 2 号上屋 | 56 | 住吉公園便所 A |
| 16 | 港島トンネル管理センター | 56 | 住吉公園便所 B |
| 17 | 摩耶ふ頭F上屋 | 57 | 大和公園便所 A |
| 18 | 六甲アイランド東部公共上屋 | 57 | 大和公園便所 B |
| 19 | 港島ふれあいセンター | 58 | 森林植物園展示室 A |
| 20 | 玉津下水処理場 | 58 | 森林植物園展示室 B |
| 20 | 玉津下水処理場(唐熊公園敷地内) | 59 | 北神戸田園スポーツ公園体育館 A |
| 21 | 淡河環境センター A | 59 | 北神戸田園スポーツ公園体育館 B |
| 22 | 淡河環境センター B | 60 | 苔谷公園コミュニティセンター A |
| 23 | 苅藻島クリーンセンター | 60 | 苔谷公園コミュニティセンター B |
| 24 | 西クリーンセンター | 61 | 淡河町公園休憩所 A |
| 25 | 高松作業所 | 61 | 淡河町公園休憩所 B |
| 26 | 須磨事業所 | 62 | 掖谷公園管理事務所 A |
| 27 | 西事業所 | 62 | 掖谷公園管理事務所 B |
| 28 | 垂水事業所 | 63 | 岩岡町公園休憩所 A |
| 29 | 長田事業所 | 63 | 岩岡町公園休憩所 B |
| 30 | 中央事業所 | 64 | 樋谷町公園休憩所 A |
| 31 | 灘事業所 | 64 | 樋谷町公園休憩所 B |
| 32 | 新垂水処理場 | 65 | 神出町公園休憩所 A |
| 33 | 東灘処理場 | 65 | 神出町公園休憩所 B |
| 34 | 西部下水処理場 | 66 | 布引公園グラスハウス |
| 35 | ポートアイランド下水処理場(北) | | |

(注) 本表は調査対象予定施設であり、今後の現場調整等により変更する場合がある。